

## 第 2 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 5 年 8 月 7 日 ( 木 )

午後 2 時 0 0 分

場 所 志波姫町「エポカ 2 1 」

### 会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

報告第 1 2 号 栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

報告第 1 3 号 栗原地域合併協議会開催スケジュールについて

5 協 議

協議第 1 号 新市建設計画策定基本方針について

協議第 2 号 事務事業の調整方針について

協議第 3 号 栗原地域合併協議会合併協定項目について

協議第 4 号 合併の方式について

協議第 5 号 合併の期日について

協議第 6 号 新市の名称について

協議第 7 号 電算システム事業について

6 その他

7 閉 会

報告第 1 2 号

栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

栗原地域合併協議会幹事会規程の一部を、別紙のとおり改正したので報告する。

平成 1 5 年 8 月 7 日報告

栗原地域合併協議会  
会長 菅 原 郁 夫

## 栗原地域合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、栗原地域合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織等)

第2条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって定める。

### (幹事長等の職務)

第3条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。

### (専門部会)

第5条 幹事会に、事務事業の現況及び課題の分析等を行わせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (職員等の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

### (報告)

第7条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

### (庶務)

第8条 幹事会の庶務は、事務局において処理する。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

### 附 則(平成15年7月22日)

この規程は、平成15年7月22日から施行する。

別表（第2条関係）

- ・ 関係町村の助役 ただし、助役を置かない町村にあつては、収入役をもって充てる
- ・ 関係町村の合併事務担当課長
- ・ 栗原地域広域行政事務組合助役
- ・ 栗原地域広域行政事務組合総務課長
- ・ 栗原地方町村会事務局長
- ・ 宮城県築館地方県事務所地域振興部次長

報告第 1 3 号

栗原地域合併協議会開催スケジュールについて

栗原地域合併協議会開催スケジュールを、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 8 月 7 日報告

栗原地域合併協議会  
会長 菅 原 郁 夫

## 協 議 会 開 催 ス ケ ジ ュ ー ル

平成 1 5 年 8 月 7 日現在

	開催月日	時間	場所・会場名		備 考
第 1 回協議会	15 年 7 月 3 日(木)	14:00 ~	築 館 町	ふるさとセンター	
第 2 回協議会	8 月 7 日(木)	14:00 ~	志波姫町	エポカ 2 1	
第 3 回協議会	8 月 28 日(木)	10:00 ~	瀬 峰 町	テアリホール	
第 4 回協議会	9 月 19 日(金)	15:30 ~	志波姫町	エポカ 2 1	
第 5 回協議会	10 月 9 日(木)	14:00 ~	高清水町	勤労者体育センター	
第 6 回協議会	10 月 30 日(木)	14:00 ~	鷺 沢 町	振興センター	
第 7 回協議会	11 月 13 日(木)	14:00 ~	花 山 村	石楠花センター	
第 8 回協議会	11 月 27 日(木)	14:00 ~	一 迫 町	活性化センター	
第 9 回協議会	12 月 11 日(木)	14:00 ~	金 成 町	けやき会館	
第 10 回協議会	12 月 25 日(木)	14:00 ~	若 柳 町	ドリームパル	
第 11 回協議会	16 年 1 月 15 日(木)	14:00 ~	栗 駒 町	栗駒農業団地センター	
第 12 回協議会	2 月 5 日(木)	14:00 ~	志波姫町	エポカ 2 1	
第 13 回協議会	2 月 26 日(木)	14:00 ~	金 成 町	やすらぎセンター	
第 14 回協議会	3 月 11 日(木)	14:00 ~	築 館 町	ふるさとセンター	
第 15 回協議会	3 月 25 日(木)	14:00 ~	若 柳 町	ドリームパル	

## 新市建設計画策定基本方針（案）

### 1. 新市建設計画の意義と役割

#### (1) 新市建設計画の法的役割

市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という)第5条第2項で、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されている。また、同条第1項には、「市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。」として、次の4項目を掲げている。

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

合併特例法に基づく様々な財政支援を受けるためには、この計画の策定が必須条件となる。

#### (2) 栗原地域10町村における新市建設計画の役割

栗原地域10町村は、豊かな自然の恵みを財産として農業・林業などの第1次産業を中心に営み、風土を育んできた地域である。東北縦貫自動車道開通による2つのインターチェンジの設置や、東北新幹線くりこま高原駅の開業など地理的優位性を利用して、企業誘致政策を進めてきた。

近年の交通・情報通信網の発達に伴い、日常生活や経済活動は各町村の境界を越えて営まれている。また行政上においても、し尿・ごみ処理や消防並びに医療体制など様々な分野で広域的な協力関係を築いてきた。

このような状況の中で、栗原地域10町村は地域住民に一番身近な基礎的自治体として、地方分権への対応、少子高齢化社会への対応、多様化・高度化する住民ニーズへの対応、自然環境の保全、産業の活性化並びに自然災害に対する防災体制の強化などの課題に对应していく必要がある。

また、これまでに栗原地域10町村が築いてきたまちづくりを尊重しつつ、希望がもてる未来を創造していくために、自主的に固いスクラムを組んで、新しいまちづくりを進めようとするものである。

合併後の新市のまちづくりにあたっては、「定住社会の構築」「広域圏交流の促進」「自然環境の保全と循環型社会の構築」「住民主体の地域振興」「広域行政のための

組織再編と効率化」を基本方向として、合併に沿った行財政改革を進めながら、真に住民福祉の向上を図ることができる事業を展開していかなければならない。

このような、合併の必要性と目的から、より具体的に施策を推進する必要があり、新しい「まちづくり」の根幹となるべき事業を盛り込むこの新市建設計画の役割は、非常に重要なものである。

### (3) 新市建設計画の意義

新市建設計画は、栗原地域10町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成、変更するものであり、合併に際して、栗原地域10町村の住民や議会に対して新市の将来に対するビジョンを示し、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものである。

## 2. 計画の内容

### (1) 計画の趣旨

この計画は、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図っていくことにより、栗原地域10町村の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。

具体的には次のとおりとする。

- 序論（現状、合併の必要性等）
- 新市の概況（主要指標の見通し）
- 建設の基本方針
- 建設計画（県事業を含む）
- 公共的施設の適正配置と整備
- 財政計画

### (3) 計画の期間

建設の基本方針は、21世紀を展望した長期的な視野に立ったものとし、建設計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10ヵ年計画とし、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画とし、平成22年度から平成26年度までを後期計画とする。

また、主要事業の概要並びに概算事業費については、前期・後期とも明示することとするが、具体的施策の実施状況や新市の財政状況を踏まえ、適正な時期に見直しを行なうものとする。



### 3．計画策定の指針

#### (1) 住民意向の反映

この計画の策定にあたっては、「まちづくり住民意向調査」の結果や「まちづくり検討委員会」での提言等可能な限り住民意向を取り入れながら策定していくものとする。

また、行政区域が広くなることにより、いわゆる周辺部などとして懸念を持たれている地域について、振興整備等の方策を明確にするよう取り組むものとする。

#### (2) 栗原地域10町村の総合計画との整合

この計画は、栗原地域10町村の総合計画と栗原地域広域町村圏計画等の理念を吸収しながら作成した「栗原地域合併将来構想」をもとに基本方針を作成し、具体的施策については、栗原地域10町村の実施計画等を基に整合を図り、合併することによって必要となる施策や、圏域が一体的に取り組むべき施策について取捨選択するものとする。

#### (3) 事業の選択

国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本に、有効性・効率性や緊急度・優先度などを十分検証し、新市のまちづくりに資する事業を選択するものとする。

#### (4) ソフト面の重視

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも重点をおいた創意工夫型の計画とする。

#### (5) 組織及び運営の合理化

行政区域が広くなる中で、多様で高度な行政ニーズへ対応していくため、行政組織の効率化及び人員配置の再編により、新市における合理的な組織の構築と運営の強化を図る。

#### (6) 財政計画

財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営のために策定するものである。

歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果を考慮し、普通会計ベースで作成する。

#### (7) 計画の名称

この計画の名称は、新市の将来像を示すものとして、より住民に親しみやすい名称を定めるものとする。

## 新市建設計画策定基本方針における留意事項

新市建設計画の策定にあたっては、新市建設計画策定基本方針(以下「基本方針」という。)に基づいて行なうものであるが、基本方針の「2.計画の内容(2)計画の構成～」の策定にあたっての留意事項について以下のとおりとする。

### 1. 基本的な考え方

基本方針の構成～までは本地域のあるべき将来の姿を栗原地域合併将来構想を基本にまちづくり住民意向調査の結果や、まちづくり検討委員会、住民ワークショップなどによる、住民の意見を加えながら策定するものとする。

### 2. 建設計画

- (1) 構成～は(ここでは便宜的に「建設計画」と表現する。)先行して作成した「栗原地域合併将来構想」に各町村で計画する事業や、広域的な視点から導入すべき事業等で肉付けを行なっていくものとする。
- (2) 構成「建設計画」については、それぞれの項ごとに「基本方向」と「主要事業」を、項を細分化した号ごとに「施策の方針」をそれぞれ記述するものとする。

また、「県事業」の推進に関しては、宮城県と協議のうえ作成していくこととなるが、協議の中では、合併後の新市建設に向け、合併重点支援地域指定に基づく支援が受けられるよう、現時点から栗原地域10町村が宮城県に対して事業要望などの意見を集約したうえで行なっていくものとする。

- (3) 建設計画に計上する事業の選択にあたっては、栗原地域10町村及び一部事務組合が合併後、10年間に予定する主要事業の見込み調査を行い、財政計画との整合性を第一の要件とし、具体的に次のような事業を優先するものとする。
- (ア) 地域の活性化・産業の振興に資することのできる事業
  - (イ) 新市の一体感を高める事業
  - (ウ) 住民要望の高い事業
  - (エ) 地域全体のレベルアップにつながる事業
  - (オ) 情報化施策等、現代社会の要求に基づく事業

### 3. 財政計画

歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりである。

#### (1) 歳入

地方税

地方税については、今後の人口推移等を踏まえ、現行制度を基本として算定

する。

#### 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込む。なお、財政見通しの立てにくい状況の中にあつて、現段階で想定される段階補正や人口減少による影響額のほか、地方債借り入れに伴う交付税算入分を見込む。

#### 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定し、合併による住民負担の一元化による影響を見込む。

#### 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画事業分を加える。さらに、合併に係る財政支援（合併市町村補助金、合併支援特別交付金）を見込む。

#### 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用する。

#### 地方債

地方債については、新市建設計画の事業実施に伴う合併特例債、通常地方債を見込む。なお、栗原地域10町村は、合併後過疎地域に指定される見込であるが、新市建設計画では、若柳町、栗駒町、一迫町、鶯沢町、金成町、花山村で展開されている事業についてのみ、過疎対策事業債を見込む。辺地対策事業債も過疎債と同様に該当地域の事業について見込む。

### （2）歳出

#### 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び合併による特別職員の減を見込む。

#### 物件費

物件費については、過去の実績等により算定し、新市建設計画事業分を加える。また、合併による事務経費の削減効果を見込む。

#### 扶助費

扶助費については、高齢者福祉等の対応を見ながら過去の実績等により算定し、生活保護費の基本負担額を加え、さらに合併によるサービス水準の一元化による影響を加味する。

#### 補助費等

補助費等については、過去の実績等による算定し、新市建設計画事業分を加え、さらに合併によるサービス水準の一元化による影響を見込む。

#### 公債費

公債費については、平成14年度までの地方債に係る償還予定額と平成15・16年度に借入見込の地方債に係る償還予定額に平成17年度以降の新市建設計画の事業実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定する。

#### 積立金

積立金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金のほか、合併後の地域振興のための「合併市町村振興資金」(仮称)への積み立てを見込む。

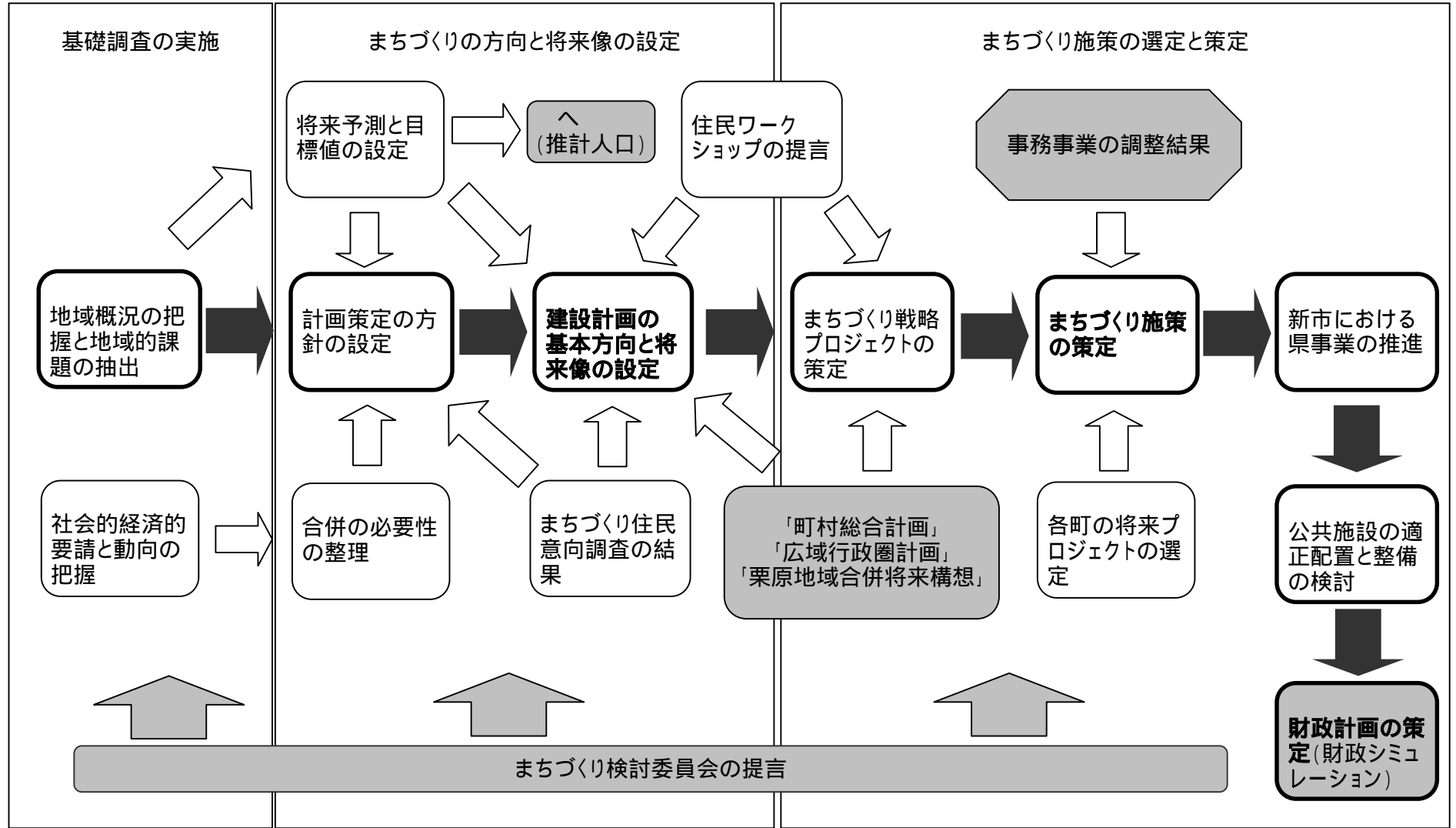
#### 繰出金

繰出金については、過去の実績や他会計における合併後の事業計画等により算定するほか、介護保険における高齢化の影響を見込む。

#### 普通建設事業費

普通建設事業については、新市建設計画の事業実施及びそれ以外の普通建設事業費を見込む。

# 計画の策定手順



財政計画の策定

約7ヶ月

## 栗原地域まちづくり検討委員会規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会（以下「協議会」という。）規約第12条の規定に基づき、栗原地域まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、協議会の求めに応じ、新市建設計画等の策定について必要な調査、検討を行い提言するものとする。

### （組織等）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、会長が委嘱する。

- （1）関係町村が推薦する者10名
  - （2）栗原青年会議所が推薦する者2名
  - （3）栗原郡PTA連合会が推薦する者4名
  - （4）栗原郡連合青年団が推薦する者2名
  - （5）JA栗っこ青年部並びに女性部が推薦する者各1名
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。  
3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言がなされた日までとする。

### （委員長等の職務）

第5条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。  
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

### （報酬及び費用弁償）

第7条 委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。  
2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用するものとする。

### （関係者の出席）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

### （庶務）

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### （委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成15年8月7日から施行する。

## 別表

## 「まちづくり検討委員会」委員推薦一覧

町 村 名	推薦依頼委員数	備 考
築 館 町	1名	
若 柳 町	〃	
栗 駒 町	〃	
高 清 水 町	〃	
一 迫 町	〃	
瀬 峰 町	〃	
鶯 沢 町	〃	
金 成 町	〃	
志 波 姫 町	〃	
花 山 村	〃	
小 計	10名	
団 体 名	推薦依頼委員数	備 考
栗 原 青 年 会 議 所	2名	商業関係者1名 工業関係者1名
栗 原 郡 P T A 連 合 会	4名	男性2, 女性2
栗 原 郡 連 合 青 年 団	2名	男性1, 女性1
J A 栗 っ こ 青 年 部 ・ 女 性 部	2名	男性1, 女性1
小 計	10名	
合 計	20名	

# まちづくり住民意向調査実施要綱（案）

## 1. 目的

今回の「まちづくり住民意向調査」は、将来のまちづくりである新市建設計画策定に向けて、住民の方々の意見・要望等を調査し、計画策定に反映させるために実施するものです。

## 2. 実施主体 栗原地域合併協議会

## 3. 実施時期 平成15年9月1日（月）～9月12日（金）

## 4. 調査方法

調査票及び配布（回収）用封筒は事務局において作成し、各町村に配布する。

調査票は無記名とする。

町村が配布封筒へ調査対象者の宛名の添付を行い、調査票の封入をする。調査票の配布・回収は行政区長が行い、回収後町村が事務局へ提出する。提出された調査票の集計及び分析は、協議会が委託する業者が行う。

## 5. 調査対象者

栗原郡10町村の満20歳以上の住民（平成15年8月1日現在の住民基本台帳登録者）のうち、町村、性別、年代別ごとに約10%を抽出する。（別表参考）

平成15年8月1日以後に転出・死亡した者は調査対象から除く。

抽出作業は、各町村が住民基本台帳データを保有する電算会社に委託し、費用については協議会が負担する。

## 6. 公表・報告

集計・分析結果については、事務局において取りまとめをし、協議会に報告し公表するものとする。





## まちづくり住民意向調査スケジュール(案)

設問項目の作成及び決定。 7/23 企画財政部会(設問項目の原案), 7/28 幹事会, 7/31 町村長会議, 8/ 7 協議会へ報告	【コンサルタント (幹事会等) 協議会】
調査票及び配布(回収)用封筒の見積りを印刷業者へ依頼。	【事務局 印刷業者】 8月1日(金)
各町村合併担当課, 住基主管課へ「データ記録媒体の利用申請書」を提出。許可を受けたい調査対象者の抽出作業指示。(抽出方法は事務局が電算会社へ指示)	【町村 電算会社】 8月4日(月)
調査票及び配布(回収)用封筒の見積書提出期限。	【印刷業者 事務局】 8月7日(木)
調査票及び配布(回収)用封筒印刷業務発注。	【事務局 印刷業者】 8月8日(金)
印刷業者の調査票及び配布(回収)用封筒の納期。 納入は印刷業者が直接各町村へ届ける。 成果品 調査票(お願い文書1枚含む) 配布(回収)用封筒	【印刷業者 町村】 8月20日(水)
電算会社の調査対象者の抽出名簿(8/1現在)等納期。 電算会社が直接町村へ届ける。 成果品 対象者ラベル(封筒へホチキス留めする宛名のこと) 対象者一覧表 3部 対象者ラベル及び対象者一覧表は行政区別にすること。 対象者一覧表3部は, 町村・行政区長・事務局が1部ずつ。事務局分は, 9/16 町村が事務局へ調査票と一緒に送付。	【電算会社 町村】 8月20日(水)
各町村, 調査票封入作業。 行政区別に調査票を封入。(8/1以後の転出・死亡者の除外) (対象者ラベルの配布(回収)用封筒へのホチキス留め) 町村は最終的な対象者の数を把握しておく。	【町村】 8月21日(木) ~ 29(金)
各町村, 行政区長による調査票の配布開始。 (調査票への記入) 記入後, 配布(回収)用封筒へ入れ, シールをはがし封をする。 配布(回収)用封筒からホチキス留めされた対象者ラベルをはがす。	【町村 行政区長 対象者】 9月1日(月)~ 【対象者】 9月1日(月) ~ 12日(金)
各町村, 行政区長による調査票の回収期限。 回収は電算会社から納品された対象者一覧表をもとに行う。 封筒から対象者ラベルがはがされているか, 確認してから回収する。	【対象者 行政区長 町村】 ~ 9月12日(金)
各町村は調査票の入った封筒を未開封のまま, 事務局へ提出。 事務局へ最終的な対象者数の報告及び調査対象者一覧の提出	【町村 事務局】 9月16日(火)
事務局, 調査票の入った封筒をコンサルタントへ送致。	【事務局 コンサル】 9月18日(木)
コンサルの集計・分析作業納期。	【コンサル 事務局】 9月26日(金)まで
10/9 協議会への報告をもって集計・分析結果の公表とする。 (事務局は9/29 幹事会にも報告。)	【事務局 (幹事会) 協議会】 10月9日(木)

## 新しいまちの「新市建設計画」策定のための アンケート調査のお願いについて

皆さんがお住まいの築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村では、町村合併の協議を進めるために、去る7月1日に法定合併協議会を設置いたしました。

今後、この合併協議会では、合併後の新しいまちの「新市建設計画」を策定することとなります。「合併してできる新しいまちはどのようになるのか」、このことは住民の皆さんが一番関心のあることではないでしょうか。

新しいまちづくりは、住民の皆さんと行政のより一層のパートナーシップを深めながら進めていくことが重要であります。

そこで今回のアンケート調査は、住民の皆さんのご意見、ご要望をこの「新市建設計画」に反映させるために実施するものであり、満20歳以上の約10%（約7,000人）の方々を無作為に選び、調査票をお送りしております。内容は「10町村が合併した後の新しいまちづくり」の意向を伺うものとなっています。

この調査の集計結果は、「合併協議会だより」に掲載し、当地域内の全世帯に配布する予定です。

お忙しいところ大変恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成15年9月

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

調査票の記入にあたって

- 1 調査票は、**必ずご本人**が記入してください。
- 2 各設問では、解答欄にあてはまる番号を記入してください。
- 3 ご記入いただいた後は、無記名のまま封筒に入れてください。  
**9月12日**までに行政区長が回収いたします。
- 4 この調査票についてのお問い合わせは、下記に連絡願います。

栗原地域合併協議会事務局 計画第1班・第2班

住所 築館町藤木5-1 宮城県築館合同庁舎内保健福祉事務所2階

電話 0228-22-2111 内線358・359・360

# 新しいまちづくりについてのアンケート調査票

このアンケートでは築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鷺沢町、金成町、志波姫町、花山村を合わせて「栗原地域」と表現しています。

最初に、あなた自身のことについてお聞きします。

各項目について該当する番号を回答欄にご記入ください。

問1 あなたの性別はどちらですか。

- 1 男性                      2 女性

回答欄

問2 あなたの年代を、次の区分でお答えください。

- 1 20歳代                      2 30歳代                      3 40歳代  
4 50歳代                      5 60歳以上

回答欄

問3 あなたはどこの町村にお住まいですか。

- 1 築館町                      2 若柳町                      3 栗駒町  
4 高清水町                      5 一迫町                      6 瀬峰町  
7 鷺沢町                      8 金成町                      9 志波姫町  
10 花山村

回答欄

問4 あなたの最新の居住歴は次のどれですか。

- 1 生まれてからずっと現在の町村に住んでいる  
2 栗原地域内の町村から転入してきた  
3 栗原地域外の他市町村から転入してきた

回答欄

問5 あなたのご職業は、どれですか。

- 1 農林業  
2 自営業  
3 会社員  
4 公務員  
5 団体職員  
6 自由業  
7 パート・アルバイト  
8 主婦（夫）  
9 学生  
10 無職

回答欄

あなたが住む町村の現状についてお聞きします。

問6 あなたの住む町村の現状について、どのように感じていますか。次の各項目について、その満足度・重要度を4～1のうちそれぞれ1つに をつけてください。

項 目	大	満	不	大	大	重	重	あ	で	重
	変	足	満	変	変	要	要	ま	な	要
	満			不	重			り	い	
	足	足	満	満	要	要	い	い	い	要
<記入例> 1 の整備	4		2	1	4	3			1	
1 道路の整備（幹線道路や生活道路）	4	3	2	1	4	3	2		1	
2 上水道の整備	4	3	2	1	4	3	2		1	
3 下水道の整備	4	3	2	1	4	3	2		1	
4 交通機関の整備 （公的及び民間バスなど）	4	3	2	1	4	3	2		1	
5 住宅環境の整備	4	3	2	1	4	3	2		1	
6 情報通信基盤の整備 （公共施設ネットワーク等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
7 学校教育の充実 （幼・小中学校施設の整備、教育内容等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
8 生涯学習や文化の振興 （施設の整備、活動の充実）	4	3	2	1	4	3	2		1	
9 スポーツや余暇活動の振興 （施設の整備等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
10 保健・健康・医療の充実 （検診の拡充等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
11 福祉に関するサービス （児童・高齢者・障害者支援等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
12 公園の整備・緑化の推進	4	3	2	1	4	3	2		1	
13 ゴミ収集サービス	4	3	2	1	4	3	2		1	
14 し尿処理サービス	4	3	2	1	4	3	2		1	
15 自然環境の保全	4	3	2	1	4	3	2		1	
16 農林業の振興 （生産基盤の整備、担い手の育成等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
17 商工の振興 （商店街の整備、中小企業の育成等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
18 観光の振興 （観光施設の整備、観光宣伝の充実等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
19 地域活動・住民参加の促進 （コミュニティ施設の整備等）	4	3	2	1	4	3	2		1	
全体的なまちの評価	4	3	2	1						



合併後のまちづくりのために必要な取り組みについて、それぞれの分野ごとにお聞きします。

問10 産業振興について、重点的に取り組むべき施策、整備すべき施設等を、次の分野ごとに2つつ回答欄にご記入ください。

農林業

- 1 ほ場や農林道などの生産基盤の整備や施設の近代化
- 2 生産技術や資源の有効活用のための農林業研究機関の誘致や設置
- 3 市場や消費者との連携強化など、流通・販売体制の強化
- 4 経営感覚に優れた担い手や新規従事者の育成
- 5 農畜産物、林産物の地域ブランドの確立、加工・特産品の開発
- 6 農林業資源を活用した都市交流事業

回答欄

商工業

- 1 既存商店街の街並み整備、近代化やサービス充実などによる地域商業の活性化
- 2 大規模店舗(スーパーなど)の誘致
- 3 商業イベントの開催などの、にぎわいの創出
- 4 既存企業の育成・振興
- 5 地域産業の活性化につながるような優良企業の誘致
- 6 新規の起業者への支援や新産業の開発・育成
- 7 農林業との連携による特産品開発や地域ブランド製品の販売促進

回答欄

観光・交流

- 1 農林業などの地域産業と連携した観光・交流事業の推進
- 2 水と緑、動物など自然に触れ合える観光・交流機能の充実
- 3 祭りやイベントなど特色のある行事の企画・開催
- 4 地域全体での観光ルートの整備
- 5 観光・娯楽施設、宿泊施設の充実
- 6 都市住民を対象とした交流の促進
- 7 大崎地方や岩手県南などとの広域的な連携による観光・交流ネットワークの充実

回答欄

問 1 1 保健・医療・福祉について、重点的に取り組むべき施策、整備すべき施設等を、次の分野ごとに2つずつ回答欄にご記入ください。

保健・医療

- 1 保健・医療施設の整備・充実
- 2 救急医療、休日・夜間医療体制の充実
- 3 往診・訪問看護など在宅診療の充実
- 4 健康教育や健康相談の機会の充実
- 5 健康づくり・保養施設の整備
- 6 地域ぐるみでの健康づくり運動の積極的推進

回答欄


児童福祉

- 1 保育所の充実・・・下記の問( )へ
- 2 子育て相談・指導体制の強化
- 3 児童遊園・公園など子供の遊び場の整備
- 4 放課後児童の健全育成のための児童館の整備
- 5 乳幼児の検診、育児相談・指導などの充実
- 6 子供会活動や放課後・休日における子供の体験・交流活動の充実
- 7 子育てサカ、子育て支援ボランティアなど子育て支援体制の充実

回答欄


「1」を選んだ方は、下の設問にもお答え下さい

「1」を選んだ方のみ保育所の充実すべき内容をお答えください。

- 1 一時保育の充実
- 2 乳幼児保育の充実
- 3 保育時間の延長
- 4 保育所施設の整備・充実

回答欄

--

高齢者・障害者福祉

- 1 高齢者・障害者の方の働く場の充実
- 2 高齢者・障害者の方が安心して利用できる道路づくりや施設づくり
- 3 高齢者・障害者の方と若い世代や子供たちとの交流機会の充実
- 4 高齢者・障害者の方のための趣味やスポーツの場の充実
- 5 高齢者・障害者の方などの在宅生活を支援する保健・福祉サービスや施設の充実
- 6 手助けが必要な高齢者・障害者の方へのボランティア活動、地域の助け合い活動の育成

回答欄




問 1 2 生活環境について、重点的に取り組むべき施策、整備すべき施設等を、次の分野ごとに2つずつ回答欄にご記入ください。

生活関連施設整備

- 1 地域内の身近な生活道路の整備
- 2 高速道路と結ぶ道路、地域間を結ぶ幹線道路の整備
- 3 公的及び民間バス等交通機関の整備
- 4 上水道施設の整備
- 5 下水道などの排水処理施設の整備
- 6 公園や広場の整備
- 7 地区の集会所、コミュニティ施設の整備
- 8 消防・防災・交通安全の体制充実及び施設整備
- 9 商業地・商業施設の整備
- 10 情報ネットワークなどによる行政からの情報提供の充実
- 11 多様なニーズに対応する住宅地の整備

回答欄


環境保全活動

- 1 ゴみの分別収集の徹底と減量化、リサイクル運動の推進
- 2 省エネルギー、省資源、自然エネルギー等の新エネルギー導入の推進
- 3 自然保護や地域清掃活動に取り組む団体への支援
- 4 環境教育や環境保全活動の推進
- 5 河川浄化や下水道・排水路の整備の促進
- 6 まちの景観整備や緑化運動など緑あふれる空間づくりの推進
- 7 リサイクル工場や環境調和型工業施設等の誘致

回答欄


定住促進対策

- 1 地場産業や新たな産業の振興による雇用の場の確保
- 2 企業の誘致による雇用の場の確保
- 3 地元での就職や企業誘致に結びつくような高等教育機関の誘致
- 4 U・J・Iターン(注)促進のための支援充実
- 5 若い人向けの賃貸住宅の整備
- 6 家族向けの良好な住宅地の開発・整備
- 7 栗原地域外への通勤・通学がしやすい道路や交通環境の整備・充実
- 8 女性が働きやすい環境づくりの推進

回答欄


(注)Uターン：出身地に戻り仕事を持って暮らすこと

Jターン：出身地以外の地域で仕事や学業をした人が、まったく違う地域で仕事を持って暮らすこと

Iターン：出身地以外の地域で仕事を持って暮らすこと

問13 教育・文化について、重点的に取り組むべき施策、整備すべき施設等を、次の分野ごとに2つずつ回答欄にご記入ください。

学校教育

- 1 基礎的な学力の習得の徹底
- 2 一人ひとりの個性を重視した教育の推進
- 3 ふるさと学習など地域への理解や、愛着を育てるような学習活動の推進
- 4 ボランティア体験や環境学習など、実践的な体験学習の推進
- 5 高度情報化社会や国際化社会などに対応できる人材育成を視野に入れた教育の充実
- 6 スポーツや学習発表など地域内児童生徒の交流機会の拡大・充実
- 7 校舎・校庭・パソコンなど学校教育施設・設備の充実
- 8 大学や専門学校などの高等教育機関の誘致

回答欄


社会教育・文化振興

- 1 公民館や図書館など身近な文化的活動の場の整備・充実
- 2 パソコン教室などが実施できるような生涯学習施設の整備・充実
- 3 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実
- 4 多くの住民が参加できる体育・文化イベントの企画・開催
- 5 音楽・美術、演芸などにふれる機会の充実
- 6 芸術文化団体やサークルの育成・指導
- 7 各種講座や催し物の内容の充実
- 8 歴史的遺産や文化財の保存・伝承
- 9 伝統芸能の保存・伝承

回答欄


問14 自治・コミュニティ活動について、重点的に取り組むべき施策、整備すべき施設等を、次の分野ごとに2つずつ回答欄にご記入ください。

今後どのような形でまちづくりに参加したいですか

- 1 地域や自治会での話し合いや討議の場への参加
- 2 個人または団体(グループ)による役場や議会への提言・陳情
- 3 まちづくりグループ、組織などへの参加・活動
- 4 ボランティア活動を通じてのまちづくりへの参加
- 5 住民自らが企画・運営を行うイベントへの参加
- 6 特に参加したいとは思わない

回答欄




# 新しいまちづくり

## 住民ワークショップメンバー募集の案内

- 交流と発展 夢あふれる くりはら -

### 住民ワークショップのメンバーを募集

栗原地域合併協議会では、栗原地域 10 町村（築館町・若柳町・栗駒町・高清水町・一迫町・瀬峰町・鶯沢町・金成町・志波姫町・花山村）が合併してできる新しいまちの建設計画（新市建設計画）を作成します。

そのため、地域の皆さんにも新市建設計画の作成に参加いただきたいと考えております。

具体的には、現在わたしたちが住むまちを将来どのようなまちにしていけばよいのか、参加者同士の意見を出し合い、基礎資料としてまとめていくものです。

つきましては、将来のまちづくりを展望する住民ワークショップのメンバーを裏面の要綱により、募集します。

### ワークショップとは？

「工房」や「研究会」などを意味する英語ですが、まちづくり計画においては“立場や経験の異なる参加者が、お互いの考えや立場を学び合いながら、それぞれ知恵や創意工夫を出し合い、意見をまとめる手法”です。

### ワークショップ開催日程

第 1 回	8 月 3 1 日(日)	9 : 00 ~ 12 : 00	金成町役場内（やすらぎセンター多目的ホール）
第 2 回	9 月 7 日(日)	14 : 00 ~ 17 : 00	築館町 栗原文化会館
第 3 回	9 月 1 4 日(日)	9 : 00 ~ 12 : 00	築館町 栗原文化会館

----- きりとり -----

## 住 民 ワ ー ク シ ョ ッ プ 応 募 申 込 書

ご住所	〒		
フリガナ お名前			男・女
ご連絡先	自宅電話 携帯電話		
生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	生 満 歳
ご職業 会社等名	1 . 自営業 2 . 会社員・団体職員 3 . 公務員 4 . 学生 5 . 主婦 6 . 無職 7 . その他( )		

## 募集要綱

### 1. 応募資格

栗原郡内に居住する満20歳以上の方、または郡内に勤務する満20歳以上の方で、3回ともワークショップに参加できる方とします。

### 2. 募集人員

50名程度(応募多数の場合は、応募の際に提出していただく「新しいまちづくりについて」の作文を参考に選考させていただきます。)

### 3. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、400字程度の「新しいまちづくりについて」の作文を添えて、栗原地域合併協議会事務局または各町村役場合併事務担当課へ届けていただくか、郵送、Eメール、ファクシミリのいずれかの方法でご応募ください。(郵送、Eメール、ファクシミリからの応募でも、応募用紙、作文は必ず添付してください。)

なお、作文の様式は自由です。

### 4. 募集期間

平成15年8月1日(金)～平成15年8月20日(水)まで  
(郵送の場合は8月20日到着分まで有効)

### 5. その他

選考結果は、8月25日ごろ、文書をもって通知いたします。

会場までの交通費は支給できませんが、第3回目の会議終了後、若干の謝礼をさせていただきます。

## お問合せ先

栗原地域合併協議会事務局 計画第1班

〒987-2251 宮城県栗原郡築館町藤木5-1 宮城県築館合同庁舎内(栗原保健福祉事務所2階)

TEL: 0228-22-2111 内線 358 FAX: 0228-21-3067 E-mail: keikaku@k-gap.org

----- きりとり -----

「住民ワークショップ」は、次の専門分野別の5グループに分かれて開催します。  
どのテーマを希望するか、第3希望まで番号を記入してください。

	<b>自然環境・定住環境分野</b> (自然環境保全・下水道・循環型社会・道路交通網・防災体制など)
	<b>生活支援分野</b> (保健福祉・子育て支援・地域医療など)
	<b>教育・文化分野</b> (生涯学習・ボランティア事業・人材育成など)
	<b>地域産業振興分野</b> (農業・工業・商業・観光など)
	<b>行政サービス・住民参画分野</b> (地域自治組織・行政モニター・NPO活動など)

希望が偏った場合は調整させていただきます。

協議第2号

事務事業の調整方針について

事務事業の調整方針について、別紙のとおり提出する。

平成15年8月7日提出

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

平成 年 月 日確認

## 事務事業の調整方針（案）

### 基本的な考え方

事務事業を調整するにあたっては、次の基本的な方針に基づき調整をする。

<b>一体性確保の原則</b> 新市に移行する際、住民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。
<b>住民福祉向上の原則</b> 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
<b>負担公平の原則</b> 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
<b>健全財政運営の原則</b> 新市において、健全な財政運営に努める。
<b>行政改革推進の原則</b> 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。
<b>適正規模準拠の原則</b> 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

### 具体的な協議・調整

具体的な事務事業のすり合わせにあたっては、次の方針に基づいて行う。

#### 1、合併協定項目に関する協議、調整

特に住民生活に深く関わりある項目を設定し、住民生活に及ぼす影響等を含め、各項目について協議、検討するものとする。また、これまでの関係町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくことを基本とする。

関係町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるもの、合併前に一元化すべきものと合併後一元化を図るもの、廃止の方向で考えられるもの等を明確に区分する。

住民生活に影響のある項目とし、できるだけ具体的な資料等を提示する。

関係町村の住民が、等しく高い水準の行政サービスを楽しむことができるようにする。

各項目の基本的方針を協議することとし、詳細については行政レベルで調整を図る。

#### 2、事務事業全般に関する協議・調整

##### 【協議の視点】

地方分権時代であることを踏まえ、今後、行政はどうあるべきかの視点

関係町村の住民の理解が得られるかの視点

合併後の住民生活がより具体的、将来的な向上を目指していけるかの視点

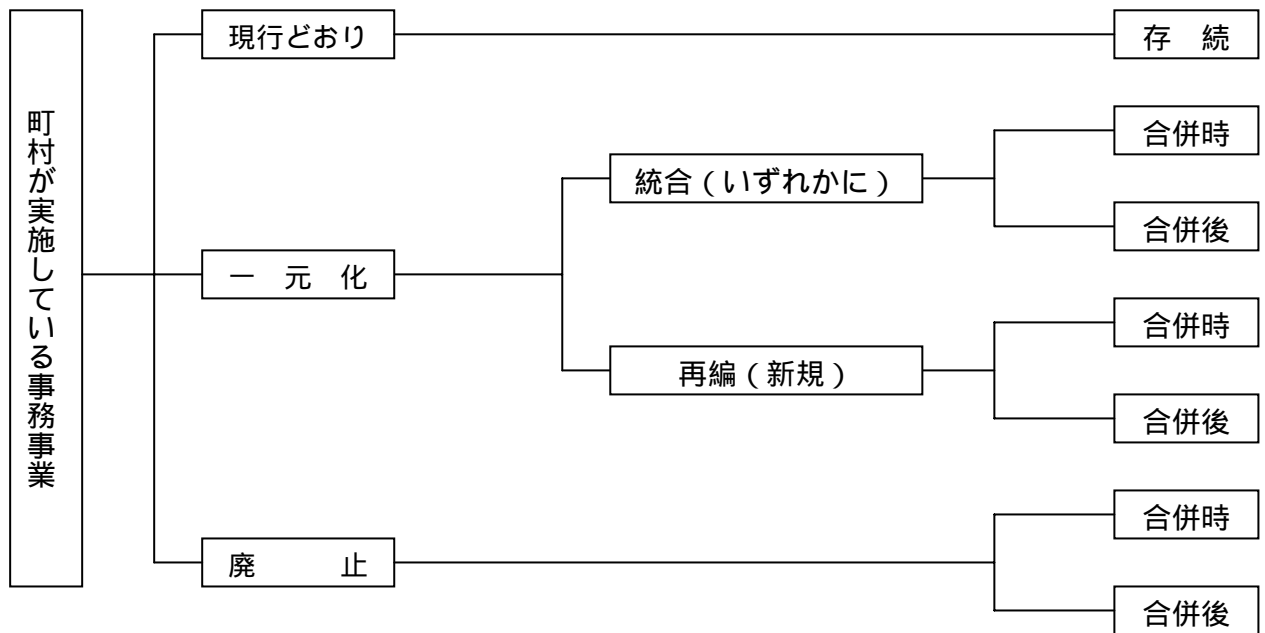
##### 【調整の方針】

合併により、住民生活が向上することを原則とする。

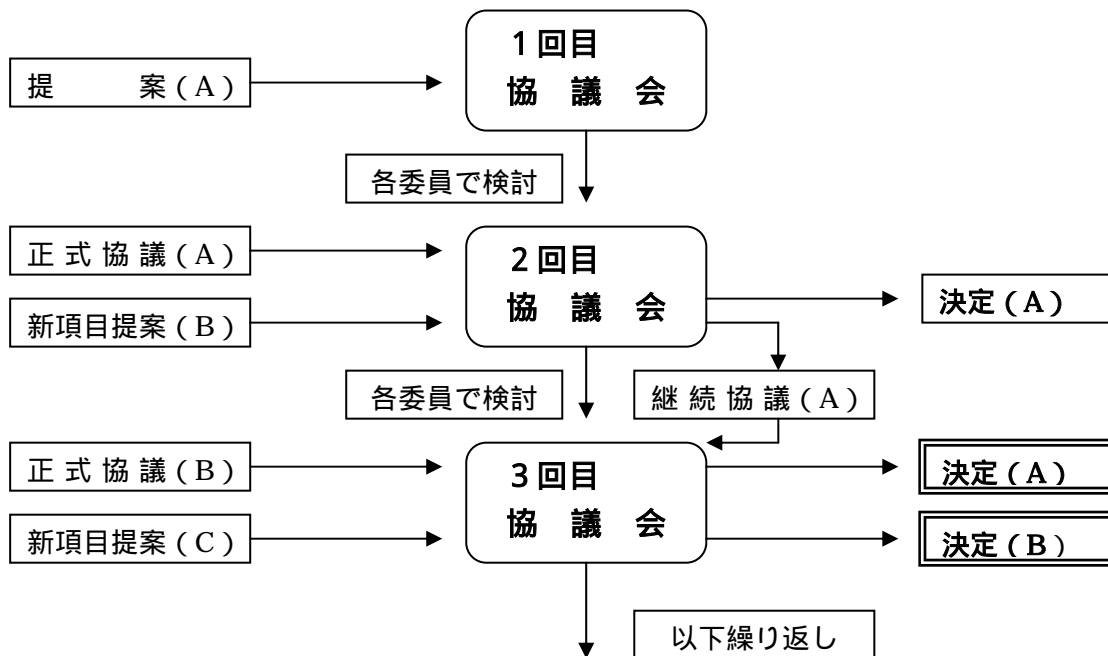
具体的な手数料、使用料等住民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。

手当、事業等住民が受けるサービスについては、一元化を図ると共に、向上するよう努める。

【事務事業のすり合わせの基本的区分】



【事務事業の協議フロー】



【概要】

合併協議会で、関係項目の調整案について説明  
 次回の協議会までに、各委員において検討  
 協議会の正式協議の際、各委員が意見を持ち寄って協議し、決定（場合により  
 継続協議）  
 ・協議会の進め方によっては、同一日の提案決定も考えられます。



協議第3号

栗原地域合併協議会合併協定項目について

栗原地域合併協議会合併協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

合併協定項目

栗原地域合併協議会の合併協定項目は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて、追加・修正できるものとする。

平成 年 月 日確認

別 紙

栗原地域合併協議会協定項目（案）

区 分	No	協 定 項 目 名	
基本的協議事項	1	合併の方式	
	2	合併の期日	
	3	新市の名称	
	4	新市の事務所の位置	
	5	財産の取扱い	
合併特例法に基づく協議事項	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
	8	地方税の取扱い	
	9	地域審議会の取扱い	
	10	一般職の職員の身分の取扱い	
その他必要な協議事項	11	特別職の職員の身分の取扱い	
	12	条例、規則等の取扱い	
	13	事務組織及び機構の取扱い	
	14	一部事務組合等の取扱い	
	15	使用料、手数料の取扱い	
	16	公共的団体等の取扱い	
	17	補助金、交付金等の取扱い	
	18	町名、字名の取扱い	
	19	慣行の取扱い	
	20	国民健康保険事業の取扱い	
	21	介護保険事業の取扱い	
	22	消防団の取扱い	
	23	病院・診療所事業の取扱い	
	24	行政区の取扱い	
	25	地域交通事業の取扱い	
	26	町村立学校(園)の通学区域の取扱い	
	27	第3セクターの取扱い	
	28	各種事務事業の取扱い	
		28-1	電算システム事業
		28-2	国際交流事業
		28-3	広報広聴関係事業
		28-4	納税関係事業
		28-5	消防防災関係事業
		28-6	保健関係事業
		28-7	障害者福祉事業
		28-8	高齢者福祉事業
		28-9	児童福祉事業
		28-10	保育事業
		28-11	その他の福祉事業
		28-12	環境衛生関係事業
		28-13	農林水産関係事業
		28-14	商工観光関係事業
	28-15	建設関係事業	
	28-16	上水道事業	
	28-17	下水道事業	
	28-18	学校教育事業	
	28-19	社会教育事業	
	28-20	コミュニティ施策	
義務	29	新市建設計画	

(協定項目数 - 48項目)

## 合併協定項目の協議内容

合併協定項目		調整にあたっての留意点
基本的協議事項		
1	合併の方式	合併の方式は、既存の町村を廃止して新しい市を設置する「新設合併」と既存の町村を他の町村に編入する「編入合併」の2つがあり、どちらの形態にするかを定める必要があります。
2	合併の期日	新市として施行する日。新市が誕生するまでには、様々な協議事項の確認、住民の合意形成が必要となります。
3	新市の名称	新設合併の場合は、構成町村が廃止されるため、新市の名称を決める必要があります。
4	新市の事務所の位置	新事務所（本庁）の位置。新しい事務所は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を十分に考慮する必要があります。
5	財産の取扱い	町村の土地、施設など。原則的には、構成町村が持っていた財産は新市に引き継ぐこととなります。
合併特例法に基づく協議事項		
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数、任期。新設合併の場合は、構成町村の全議員が身分を失うこととなります。しかし、旧町村住民の意思を反映させるため、合併後一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められています。
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員の定数、任期。新設合併の場合は、構成町村の委員が身分を失うのが原則ですが、委員定数、任期に関する特例措置が定められています。
8	地方税の取扱い	町民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と国保税、入湯税などの目的税がある。合併前の町村で、税目・税率に違いがある場合、合併後急に税金が高くなったりしないよう、5年間の不均一課税が認められています。
9	地域審議会の取扱い	地域審議会は、合併により行政区域が拡大し、住民の意見が合併後、新市の施策に反映されにくくなるということから、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、旧町村の区域を単位として、必要な区域に設置することができることとされています。

10	一般職の職員の身分の取扱い	町村職員の身分。合併後、町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は当然失職することになるが、合併特例法では、引き続き合併した新市の職員として身分の保障がなされています。
その他必要な協議事項		
11	特別職の職員の身分の取扱い	常勤特別職（首長、助役、収入役、教育長など）、非常勤特別職（教育委員、選挙管理委員など）。新設合併では首長をはじめ特別職は全員失職することになります。こうした特別職の職員の処置について協議会で協議する必要があります。
12	条例、規則の取扱い	町村の条例、規則。新設合併の場合、旧町村が消滅し条例・規則は全て失効するので、新市の条例・規則が施行されます。
13	事務組織及び機構の取扱い	事務組織、機構。新設合併の際には、条例や規則に基づき組織や機構を新たに設置する必要があります。
14	一部事務組合等の取扱い	広域事務組合、環境施設組合等。合併が行われた場合は町村の法人格が消滅するため、組合も消滅し新市の事業に組み入れられることとなります。なお、構成町村以外の市町村を含む組合の場合は、各町村が脱退し、新市で加入する必要があります。
15	使用料、手数料の取扱い	各種施設使用料、証明手数料など。同一目的の施設や事務について、使用料や手数料が違う場合は、予めその取扱いについて調整する必要があります。
16	公共的団体等の取扱い	社会福祉協議会、商工会、体育協会、婦人会など。合併後、新市としての一体感を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、これら団体ごとへの働きかけの基本方針について協議する必要があります。
17	補助金、交付金等の取扱い	各種団体等に交付している補助金、交付金等について、合併に際して制度を調整する必要があります。
18	町名、字名の取扱い	町名、字名の調整。町名、字名については、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため従来どおり存続させることが多いが、同一の町名は郵便等の混乱を避けるため調整の必要があります。
19	慣行の取扱い	市章、市民憲章など。構成町村で定めている町村章、花、木、鳥等においては、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら協議するものですが、新市のシンボルとなるので、できるだけ早く統一することが適当です。

20	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険税、納期、運営協議会など。国民健康保険は、町村が保険者として運営しています。保険税率等が異なっているため、新市の住民間で不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化がないように制度の効率化と円滑な統一に向けて十分協議する必要があります。また国民健康保険税については、合併特例法の規定による不均一課税を行うことができます。
21	介護保険事業の取扱い	介護保険料、事業計画など。介護保険料事業は制度の中で保険料や納期が異なる場合があるため、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要があります。また、新市の住民間で不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化がないように制度の効率化と円滑な統一に向けて十分協議する必要があります。
22	消防団の取扱い	消防団の組織など。消防団の取扱いについては、住民の生命及び財産に直接大きな影響を及ぼすため、災害時における指揮命令系統に支障が生じないよう、合併の際統合することが適切であります。ただし、構成町村においては、組織構成、待遇等が異なるため、暫定的に従来のままとし、順次改編していくことも考えられます。
23	病院・診療所事業の取扱い	住民の健康保持の観点から、病院、診療所のあり方について十分協議する必要があります。
24	行政区の取扱い	行政区の名称については、地域住民にとってなじみの深いものであります。同一の名称などがある場合は、予め調整しておく必要があります。
25	地域交通事業の取扱い	交通関係事業（自主運営バス、行政サービス巡回車等）においては、住民生活の安全性・利便性の確保の観点から引き続き推進しなければならないものであるため、新市において速やかに統一する必要があります。
26	町村立学校(園)の通学区域の取扱い	通学区域については、合併後、現在設定されている通学区域を新市全体で検討した際に、不合理が生じる場合、新たな通学区域に再編する必要があります。
27	第3セクターの取扱い	合併構成町村における第3セクターについては合併後の方針として、どのような調整が一番適切か、関係者間で十分協議する必要があります。

28-1	電算システム事業	住民サービスの維持・向上を前提に、新市の一体性の確保、事務の効率化を図るため、既存の電算システムの統合等を行う必要があります。
28-2	国際交流事業	構成町村で行っている国際交流関係事業について違いがある場合は、調整を図りながら進める必要があります。
28-3	広報広聴関係事業	合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要です。
28-4	納税関係事業	納税関係事業については、納税貯蓄組合等について構成町村により違いがあるため、一体性の確保ができるよう調整する必要があります。
28-5	消防防災関係事業	構成町村で消防防災体制に違いがある場合、その取扱いについて調整する必要があります。
28-6	保健関係事業	住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なもの（健康診査などの保健事業）であるため、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整する必要があります。
28-7	障害者福祉事業	障害者福祉事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努める必要があります。
28-8	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに策定し、保健福祉制度の充実に努める必要があります。
28-9	児童福祉事業	児童福祉事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努める必要があります。
28-10	保育事業	保育事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。保育料については、一般的には国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整を行う必要があります。
28-11	その他の福祉事業	その他の福祉事業においても、地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努める必要があります。

28-12	環境衛生関係事業	環境衛生関係事業については、ごみの収集方法や環境に関する分野において住民サービスが低下しないよう調整に努めることが必要であります。
28-13	農林水産関係事業	農林水産振興事業においては、同一又は類似する事業は農林水産の振興を図るよう統合又は再編し、基盤整備事業、農林水産業団体の育成事業については継続することが適当です。
28-14	商工観光関係事業	商工観光事業においては、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は、商工観光振興を図るよう統合又は再編する必要があります。
28-15	建設関係事業	道路事業においては、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努め、住宅事業については、住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努める必要がある。このほか、都市計画事業と河川事業等については、財政計画との調整を図りながら進める必要があります。
28-16	上水道事業	上水道事業においては、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、基金等について調整する必要があります。
28-17	下水道事業	下水道事業においては、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、基金等について調整する必要があります。
28-18	学校教育事業	学校教育関係事業においては、児童・生徒を取り巻く教育環境全般について調整を図りながら、環境低下を招かないよう進める必要があります。
28-19	社会教育事業	社会教育事業においては、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのための学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編する必要があります。
28-20	コミュニティ施策	コミュニティ施策については、住民活動の高揚に資するため、新市において引き続き推進していく必要があります。
29	新市建設計画	新市建設の基本方針、根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の適正配置と整備、財政計画について十分協議する必要があります。

協議第4号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

合併の方式

築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。

平成 年 月 日確認



## 栗原地域合併協議会の調整方針

専門部会名(総務部会) 分科会名(行政分科会)

協 定 項 目	合併の方式	協 議 細 目	
調整の方針・内容	築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。		

参 考 事 項	
項 目	新設合併(対等合併) / 編入合併(吸収合併)
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	合併関係市町村の法人格が消滅し、新たに法人格が発生する。
合併市町村の名称	新たに制定する。
事務所の位置	新たに制定する。
市町村の長	消滅する合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	原則 消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を合併後50日以内に行う。
	特例 次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。
	特例 合併関係市町村の委員(選挙)のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
	例 (注)農業委員会の委員については、上記以外にも「農業委員会等に関する法律」の規定により、新市町村の面積が24,000haを超える場合、または農地面積が7,000haを超える場合は農業委員会を複数設置することが可能である。

項 目	新設合併(対等合併)	編入合併(吸収合併)
教育委員会の委員	新市町村の職務執行者が、合併関係市町村の教育委員から臨時に選任する。任期は長の選挙後最初に招集される議会の末日までの間。(定数の特例はない。)	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の合併関係市町村の委員は失職する。
選挙管理委員会の委員	合併関係市町村の委員もしくは委員であった者から互選で選出する。任期は、新市町村の議会において選挙されるまでの間。(定数の特例はない。)	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の合併関係市町村の委員は失職する。
監査委員	新市町村長により選任されるまでの間、不在となる。(定数の特例はない。)	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の合併関係市町村の委員は失職する。
固定資産評価審査委員会の委員	新市町村の職務執行者が、合併関係市町村の当該委員から臨時に選任する。任期は長の選挙後最初に委員が選任されるまでの間。(定数の特例はない。)	編入する市町村の委員がそのまま在任し、他の合併関係市町村の委員は失職する。
特別職の職員	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

協議第5号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

合併の期日

合併の期日は、平成17年3月14日とする。

平成 年 月 日確認

## 栗原地域合併協議会の調整方針

専門部会名（総務部会） 分科会名（行政分科会）

協 定 項 目	合併の期日	協 議 細 目
調整の方針・内容	合併の期日は、平成17年3月14日とする。	

### 参 考 事 項

- 1 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから、県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出（県知事）、総務大臣が官報に告示、など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要があります。

市 町 村 合 併 の 類 型		人口要件	中心市街地 戸数割合	都市的業態 従事者割合	県の条例で 定める要件
新設 合併	町村 + 町村	平成17年3月31日までに合併した場合【法附則第2条の2】	3万人	-	-

- 関係法令「市町村の合併特例法に関する法律第5条の2、法附則第2条の2、自治法第8条第1項、市町村の合併特例法に関する法律の一部を改正する法律（平成15年7月9日施行法律第105号）」
- 注）市町村の合併の特例に関する法律は時限法であり、その有効期間が平成17年3月31日までであることから、平成17年4月以降に合併する場合、市になるための要件は地方自治法第8条の原則に戻る。
- 人口5万人以上を有すること。  
 中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。  
 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。  
 都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。
- 2 住民生活への影響等住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない時期を想定して定める必要があります。  
 現在の自治体の業務は電算に依存しているものが多く、住民に対する諸証明の発行業務もそのひとつであることから、合併に伴い電算システムを統合する必要がある。新システムへの移行時にはネットワーク切り替等、数多くの作業が発生するため、住民に対して影響の少ない連休明けの日を合併の期日とすることが望ましい。
- 3 公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長、議会議員の任期、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断します。  
 合併関係町村10町村のうち、1町の町長の任期が平成17年3月19日までであり、平成17年3月19日以前の合併期日が望ましい。

参 考 事 項

- 4 先進事例にもあるように、必ずしも特定の日に限られているものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められています。
- 5 市町村の合併の特例に関する法律の期限は、平成17年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないこととなります。

主な財政措置

普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後5年で当該算定による増加額を段階的に縮減される。

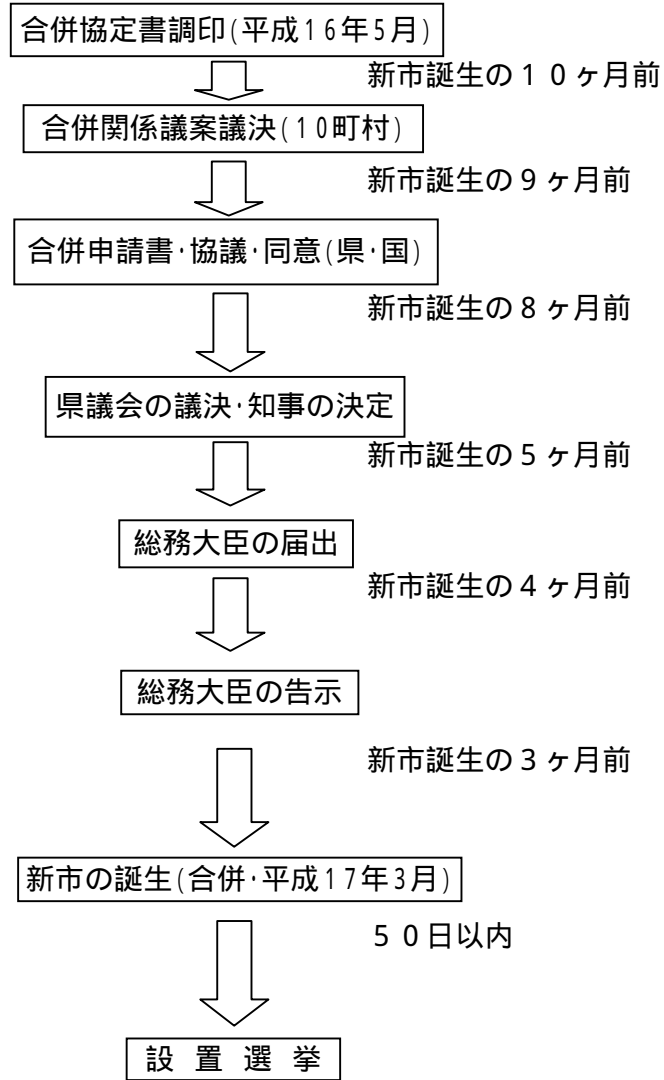
合併特例債（第11条の2）

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

- ・合併市町村のまちづくりのための建設事業
- ・合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て

協議第5号 合併の期日について 「参考資料1」

一般的な合併までの手続き（調印以降）



先進事例

合併市町村（昭和60年4月1日以降抜粋）

合併施行日	新市町村名	合併関係市町村等名	合併方式
昭和62年11月1日(日)	仙台市	仙台市・宮城町	編入
昭和63年3月1日(火)	仙台市	仙台市・泉市・秋保町	編入
平成3年4月1日(月)	北上市	北上市・和賀町・江釣子村	新設
平成4年4月1日(水)	盛岡市	盛岡市・都南村	編入
平成5年7月1日(木)	飯田市	飯田市・上郷町	編入
平成6年11月1日(火)	ひたちなか市	勝田市・那珂湊市	新設
平成7年9月1日(金)	あきる野市	秋川市・五日市町	新設
平成11年4月1日(木)	篠山市	篠山町・西紀町・円南町・今田町	新設
平成13年1月21日(日)	西東京市	田無市・保谷市	新設
平成14年4月1日(月)	さぬき市	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町	新設
平成15年4月1日(月)	加美町	中新田町・小野田町・宮崎町	新設

合併協議会（平成14年4月1日以降設置・抜粋）

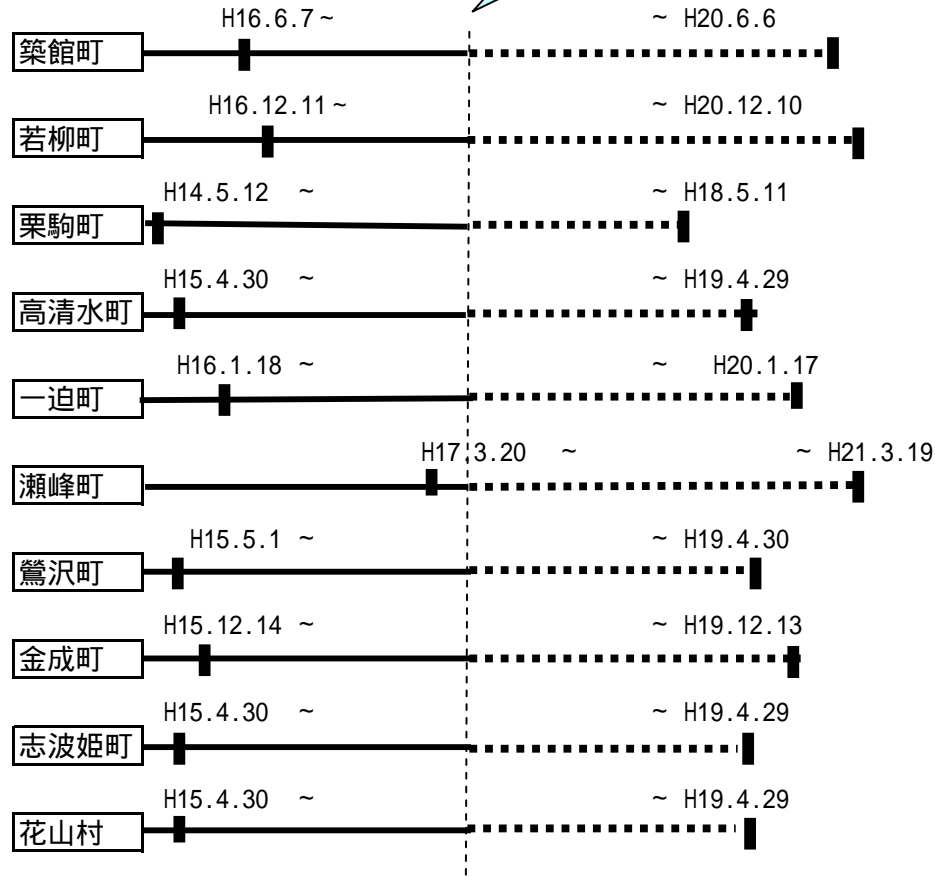
合併施行日(予定日)	新市町村名	合併協議会名	設置日
平成16年4月1日(木)	京丹後市	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会	H14.4.1
平成16年3月31日(水)		安土町・五個荘町・能登川合併協議会	H14.1.4
平成16年4月1日(木)	阿賀野市	北蒲原郡南部郷合併協議会	H14.4.1
平成16年3月1日(月)	安芸高田市	高田郡6町合併協議会	H14.4.1
平成17年2月1日(火)		吉田郡合併協議会(福井県)	H15.3.31
平成17年3月22日(火)		登米地域合併協議会	H15.4.1
平成17年3月1日(火)		田村地方5町村合併協議会(福島県)	H15.6.1
平成17年3月31日(木)		大崎1市6町合併協議会	H15.7.1

協議第5号 合併の期日について 「参考資料2」

1 栗原郡町村長及び議会議員の任期

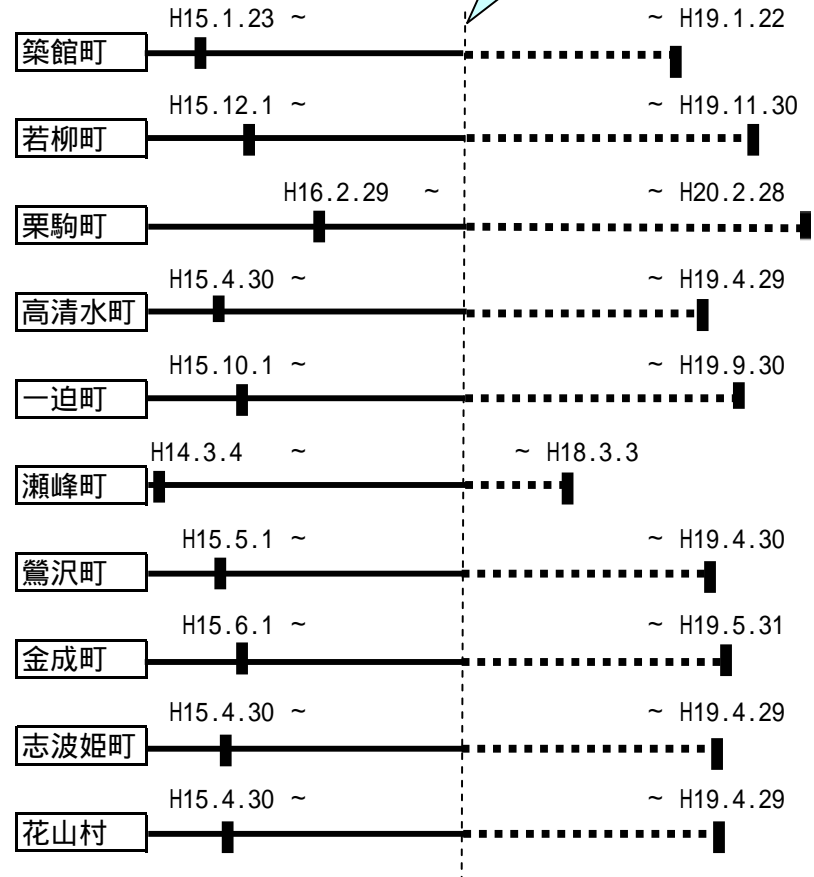
(1) 町村長

H17.3.31  
(特例法期限)



(2) 議会議員

H17.3.31  
(特例法期限)



協議第6号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

新市の名称

公募方式で、小委員会に付託し協議会で決定する。

平成 年 月 日確認



# 栗原地域合併協議会の調整方針

専門部会名（総務部会） 分科会名（行政分科会）

協 定 項 目	新市の名称	協 議 細 目
調整の方針・内容	公募方式で、小委員会に付託し協議会で決定する。	

## 参 考 事 項

### 【1】留意事項

- 1 新設合併・・・合併に伴い、合併関係市町村の法人格は消滅することになり、新しい市町村としての法人格が発生することとなります。従って、新市町村の名称も協議が必要となります。
- 2 編入合併・・・基本的に編入する市町村の名称をそのまま使用します。ただし、合併と同時に名称の変更を行った事例もあります。

### 【2】留意すべき基準（総務省見解）

#### （1）同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし） 静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）  
 ...あまり好ましくないが可能

#### （2）異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし） せんだい市 埼玉県日高市（ひだかし） ひだか市  
 ...読み方が同じでも表記が異なるので可

#### （3）同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 瑞穂市（みずほし） 奈良県明日香村（あすかむら） 明日香市（あすかし）  
 ...全国的にみて、現在も同様の事例がある。

#### （4）外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】LOVE ラブ AND アンド  
 ...理由が明確であればよい

#### （5）略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用  
 ...例：青ヶ島など

「01234567（数字）」の使用

×…日本語かどうか判断できない。適当とは思わない。

「々」の使用

…例：小佐々町など

(6) 通常の見方と異なる見方をする場合

【例】永遠市（えいえんし）（とわし） 宇宙市（うちゅうし）（そらし）

…新市名を告示する場合、読み仮名を振ればよい

(7) その他名称としてふさわしくないもの

- ・公序良俗に反する名前
- ・長すぎる名前
- ・現在使用していない漢字を使用した名前

### 【3】決定方法

市の名称は、当該地域に住む住民の基本となるもので日常生活に密着しており、住民の一体感を醸成する観点からしても、非常に重要な役割を担うものです。合併により、新市の名称を決めるということは、住民にとっても一番の関心事であると考えられ、合併して誕生する新しい市への期待や思いが、新市の名称に反映されることが大切です。

そのため、選定に当たっては、広く住民の意見を聞き、合併に対する住民の参加意識を高めるためにも、一般公募方式により名称の候補の募集を行い、協議会による選定が望ましいと考えます。

最近の先進事例では、そのほとんどが公募による方法を採用しています。

- 新市の名称募集要項（案） -

（趣旨）

第 1 条 この要項は、栗原郡内 10 町村が合併した場合の新市の名称を広く公募することにより、合併問題に対する地域住民の関心を喚起するとともに、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。

（公募の実施方法）

第 2 条 募集の条件、方法、期限等については、次の条件を附するものとする。

- （1）新市の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称とする。ただし、築館市、若柳市、栗駒市、高清水市、一迫市、瀬峰市、鶯沢市、金成市、志波姫市、花山市を除くものとする。
- （2）公募の周知方法は、協議会だより、町村広報紙、ホームページ、新聞等で行う。
- （3）公募の期間は、平成 15 年 9 月 日 から平成 15 年 10 月 日（消印有効）とする。
- （4）応募は、はがき、封書、ファクシミリ、eメール、又は応募用紙でなければならない。
- （5）応募には、「新市の名称（読みがな）」、「新市の名称の意味又は提案理由」並びに応募者の「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を記載しなければならない。「新市の名称の意味又は提案理由」が記載されていない応募は無効とする。
- （6）応募資格は問わないものとする。
- （7）応募は、一人何点でも可能とする。ただし、同一名称の応募は、一人 1 点のみ有効とする。
- （8）応募先 〒987 - 2251

宮城県栗原郡築館町藤木 5 - 1（宮城県築館合同庁舎内）  
栗原地域合併協議会事務局

（選定方法）

第 3 条 応募された名称は、小委員会において 5 種類程度に絞り込んだうえで、協議会に報告し、協議会において決定する。

（記念品贈呈）

第 4 条 応募された名称の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

- （1）名付け親大賞 「10 万円分全国共通商品券と 5 千円相当の地場産品」  
新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選し、1 名に贈呈する。
- （2）名付け親賞 「1 万円分全国共通商品券と 3 千円相当の地場産品」  
新市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた人

の中から抽選により、最高10名に贈呈する。

(3) 優秀賞 「5千円相当の地場産品」

新市の名称として第1次選定(5種類)により選定された作品の中で「名付け親大賞」、「名付け親賞」から漏れた応募者の中から抽選により最高20名に贈呈する。

(4) 特別賞 「3千円相当の地場産品」

「名付け親大賞」、「名付け親賞」、「優秀賞」から漏れた全応募者の中から抽選により10名に贈呈する。

(入選作の決定方法)

第5条 「名付け親大賞」、「名付け親賞」、「優秀賞」、「特別賞」の抽選は、新市の名称が決定された次回の協議会において抽選し、決定する。

(表彰及び記念品の贈呈方法)

第6条 表彰及び記念品の贈呈については、協議会において「名付け親大賞」のみ表彰を行い、他の賞については、事務局が贈呈(配布)する。

なお、「名付け親大賞」受賞者は、新市の開市式において、来賓として招待する。

(その他)

第7条 その他、新しい市の名称の選定に関し必要な事項においては、小委員会において定める。

協議第6号 新市の名称について 「参考資料1」

県内及び先進地の状況

1 県内の状況

市町村名・協議会名	実質的な審議機関	公募の有無	審議方法
加美町 (H15.4.1)	合併協議会小委員会(4町時)	有	公募・選定により『加美市』と決定。
	合併協議会(3町時)	無	『加美町』とする原案を協議会で審査・決定。
登米地域合併協議会	合併協議会(予定)	有(9月公募実施予定)	一般公募後、協議会各委員が2点程度選定し、上位10点程度から再度協議会で選考する。(予定)

2 主な新設合併の状況

市町村名	実質的な審議機関	公募の有無	審議方法
篠山市(兵庫県) (H11.4.1)	合併協議会小委員会	有	任意協議会の段階で公募を実施。その結果『篠山町』に決定。その後、市制を検討する上で参考とするためアンケートを実施し、小委員会において審議された。
西東京市(東京都) (H13.1.21)	合併協議会小委員会	有	小委員会において応募作品より5点程度を選定後、市民意識調査の最多得点票により決定された。
さいたま市(埼玉県) (H13.5.1)	合併協議会小委員会	有	新市名検討委員会を設置し、公募の中から5点を選考後、小委員会において『さいたま市』を選定し、協議会に報告された。
さぬき市(香川県) (H14.4.1)	合併協議会	無	住民アンケート調査の最終結果及び合併協議会において意見として提案された各町10点の中から、協議会において決定された。
東かがわ市(香川県) (H15.4.1)	合併協議会小委員会	有	一般公募の後、小委員会で10点に絞り込んだ上で、協議会で決定された。
あさぎり市(熊本県) (H15.4.1)	合併協議会小委員会	有	公募の中から小委員会で4点に絞り込み、協議会において決定された。

協議第7号

電算システム事業について

電算システム事業について、次のとおり提出する。

平成15年8月7日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

電算システム事業

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの維持・向上、新市の一体性の確保及び事務の効率化等を図るため、合併時に電算システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協議項目	電算システム事業	関係項目	電算システム
調整方針・調整内容	電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの維持・向上、新市の一体性の確保及び事務の効率化等を図るため、合併時に電算システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。【要調整】		

		現 況									
項 目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
基幹システム	端末台数(住民情報)	16台	7台	9台	9台	6台	8台	8台	15台	8台	3台
	端末台数(財務会計)	69台	31台	49台	7台	117台	40台	10台	106台	16台	-
	端末台数(庁内LAN)	102台	71台	146台	36台	124台	113台	102台	137台	77台	40台
庁内LAN	住民情報系										
	内部情報系										-
ネットワーク	施設間ネットワーク										
	施設間システム	財務会計・グループウェア・ 例規データベース	財務会計	財務会計・グループウェア・ 例規データベース	財務会計	財務会計・文書管理・ グループウェア	財務会計・文書管理・ グループウェア・例規データベース	財務会計	財務会計・文書管理・ グループウェア・例規データベース	財務会計・文書管理・ 例規データベース	文書管理
	一人一台化	-	-	-	-					-	
	インターネット環境										
システム											
住民記録	基本管理										
	印鑑登録										
	外国人登録				-	-	-	-	-	-	-
	国保資格異動										
住民税	当初賦課										
	税更正										
	申告支援										-
	法人市町村民税		-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	当初賦課										
	物件異動										
	家屋評価		-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽自動車税	当初賦課										
	車両異動										
国民健康保険税	当初賦課										
	月割り賦課										
水利地益税	当初賦課		-	-	-	-	-	-	-	-	-
収納消込	即時消込										
	証明書交付										
	滞納管理									-	-
	OCR処理										
住基ネット	住民情報連動										
介護保険	介護事務支援										
	認定審査会支援				-	-	-	-	-	-	-

栗原地域合併協議会の調整方針

項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
保健・福祉	検診等				-					
	健康管理		-				-	-	-	-
	児童手当									
	保育料	-	-	-			-	-	-	-
	県単医療									
教育関係	学齢簿関係				-					
	成人式関係	-			-					
	敬老会関係				-					
選挙	月次管理、入場券									
	不在者投票管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農政関係	転作									
	農家台帳									
公営住宅管理	賃貸料計算		-	-	-	-		-	-	-
戸籍	戸籍事務	-	(一部)	(一部)	-	-	-		-	-
人事給与	給与計算									
	人事管理			-	-	-	-		-	-
財務会計	予算、執行、決算									-
	起債管理			-						-
	税外管理	-		-			-	-		-
	源泉管理			-			-	-		-
	物品管理	-	-	-	-	-	-		-	-
	備品管理	-	-	-	-	-	-		-	-
	財産管理	-		-	-	-	-		-	-
	決算統計	-		-	-	-	-		-	-
	文書管理	文書管理	-		-	-		-		-
LGWAN		-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設予約		-	-	-	-		-	-	-	-
グループウェア							-		-	-
上下水道料金	料金計算									
	受益者負担金		-	-	-	-				
	企業会計				-	-	-	-		-
地図GIS	地図利用	-	-	-	-	-	-	-	-	
図書館	蔵書管理		-	-	-	-	-	-	-	
病院	医事会計	-					-	-	-	
参考資料										